

議案第44号

関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当に関する規定を設けるため、この条例を定めようとする。

## 関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給料)

第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、産業教育手当、教育職員特別手当、期末手当及び退職手当を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給され又は無料で貸与される場合については、関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号。以下「給与条例」という。）第2条第2項の規定の例による。

### (給料表)

第3条 第2号会計年度任用職員の給料表は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 診療所に勤務する第2号会計年度任用職員である医師の給料額は、月額1,050,000円の範囲内とし、任命権者が別で定める。

4 就職サポートセンターに勤務する第2号会計年度任用職員の給料額は、月額360,000円の範囲内とし、任命権者が別で定める。

### (任命権者の責務)

第4条 任命権者は、別に市長の定めるところに従い、それぞれの所属の第2号

会計年度任用職員が、その毎月の給料の支給を受けるようこの条例を適用しなければならない。

(職務の級及び号給の基準)

第5条 第2号会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 第2号会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例第7条から第8条までの規定の例による。

2 前項の場合において、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

(給与の減額等)

第7条 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例第10条第1項の規定の例による。この場合において、同項中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日」と、「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「勤務時間条例第11条に規定する休暇」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた休暇」と、「第18条第1項」とあるのは「第14条」と、「第21条に規定する産業教育手当及び第21条の2に規定する定時制教育手当」とあるのは「第16条に規定する産業教育手当」と、「第18条第2項」とあるのは「第14条」とする。

(地域手当)

第8条 第2号会計年度任用職員の地域手当については、給与条例第12条の2の規定の例による。

(通勤手当)

第9条 第2号会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第13条の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第10条 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例第14条の規定の例による。

(時間外勤務手当)

第11条 第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「第18条」とあるのは「第14条」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた」とあるのは「あらかじめ第2号会計年度任用職員について割り振られた」と、「第18条第1項」とあるのは「第14条」と、同条第4項中「第18条」とあるのは「第14条」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第18条」とあるのは「第14条」とする。

(休日勤務手当)

第12条 第2号会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第16条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められている第2号会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第18条」とあるのは「第14条」とする。

(夜間勤務手当)

第13条 第2号会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例第17条の規定の例による。この場合において、同条中「第18条」とあるのは、「第14条」とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与

条例第18条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第21条に規定する産業教育手当及び第21条の2に規定する定時制教育手当（以下この項において「手当」という。）」とあるのは、「第16条に規定する産業教育手当」とする。

（宿日直手当）

第15条 第2号会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第20条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第15条から第17条まで」とあるのは、「第11条から第13条まで」とする。

（産業教育手当）

第16条 第2号会計年度任用職員の産業教育手当については、給与条例第21条の規定の例による。

（教育職員特別手当）

第17条 第2号会計年度任用職員の教育職員特別手当については、給与条例第21条の3の規定の例による。

（期末手当）

第18条 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第22条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

第19条 第2号会計年度任用職員の期末手当の不支給については、給与条例第22条の2の規定の例による。

第20条 第2号会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第22条の3の規定の例による。

（時間外勤務手当等の支給方法）

第21条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、産業教育手当及び期末手当の支給に関し必要な事項は、給与条例第24条の規定の例による。

(委任)

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

第 2 号会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400

19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300

48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600



77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300

106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第3条関係）

級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務、資格を有し知見的特殊性のある業務を行う職務
2級	資格を有し、知見的特殊性が特に高い業務を行う職務